

令和7年度の所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況について

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎、尿路感染、带状疱疹の疾病を発症したご利用者様に対して、必要な治療を行った場合に、一定の条件を満たすことを条件として「所定疾患施設療養費」が介護報酬上評価されることとなりました。
当施設では、介護保険制度に基づき、毎年度、ホームページにて、「所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況」を公表いたします。

令和7年度算定状況(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数		2											2
	日数		4											4
尿路感染症	人数	1	1		1	2	4		3	2	1	3	3	21
	日数	7	5		5	10	20		15	9	5	12	17	105
带状疱疹	人数	1		1				1	1					4
	日数	5		5				5	5					20
慢性心不全	人数				1									1
	日数				4									4
蜂窩織炎	人数					2			1					3
	日数					14			5					19
合計	人数	2	3	1	2	4	4	1	5	2	1	3	3	31
	日数	12	9	5	9	24	20	5	25	9	5	12	17	152

	延べ人数	延べ日数	治療内容	主な投薬状況
肺炎	2名	4日	検査・酸素吸入・吸引・点滴	セフカペンピボキシル(300)、クラリスロマイシン(400)、アセトアミノフェン(200)、レボフロキサシン(500)
尿路感染症	21名	105日	投薬・検尿 血液検査	レボフロキサシン(500)、アセトアミノフェン(200)、セフカペンピボキシル
带状疱疹	4名	20日	水疱破裂部 軟膏・カーゼ	バラシクロビル(500)、アセトアミノフェン(200)
慢性心不全 の増悪	1名	4日	心電図・血中 酸素濃度測定	ビソプロロール、リクシアナ(30)
蜂窩織炎	3名	19日	クレーリング 傷部軟膏	セフカペンピボキシル、アセトアミノフェン(200)

算定要件

- ①対象となる入所者は、次のいずれかに該当する者であること。
肺炎・尿路感染症・带状疱疹の(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る)
蜂窩織炎・慢性心不全の増悪
※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定する。
※同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。
※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
- ②診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること。
- ③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ④前年度治療の治療実施状況について公表すること。